

大阪国際空港の今後のあり方について（案）

平成16年11月9日
環境整備課

関西圏における3空港の適切な役割分担が求められていく中で、大阪国際空港の機能の見直しを行うとともに、環境調和型の空港を目指すため、下記の措置を講ずることとする。

記

1．空港整備法上の位置付け

大阪国際空港の空港整備法上の位置付けに関しては、2種A空港への変更について、引き続き検討を行う。

2．空港運用の基本的考え方

大阪国際空港は、総枠370（うちジェット枠については200）を上限として運用する。

3．運用時間の見直し

運用時間については、現在の24時間運用から、7時から21時までの運用に短縮する。なお、緊急やむを得ない場合の離発着については、臨時延長という形で対応する。

4 . 環境対策費の見直し

環境対策を目的とする今回の運用見直しを実施した後、騒音対策区域の見直しを行う。

次段階における住宅防音工事事業内容の大幅な見直しを行うとともに、その他の事業の実施についても進捗調整等を行うなど、環境対策事業の見直しを行う。

以上のことにより、環境対策費全体の見直しを図る。

5 . 環境対策費の負担のあり方

大阪国際空港は、騒音対策を目的として建設した関西国際空港という代替空港を有することから、大阪国際空港に係る今後の環境対策費については、空港利用者に特別着陸料という形で負担を求め、負担関係の明確化を図ることとする。

この際、現在の大阪国際空港の着陸料を通常額に戻す一方で、上記の特別着陸料の水準を、今後の環境対策費の推移と旅客数の推移をもとに、環境対策費と特別着陸料の収支がバランスするよう、ジェット機利用客一人あたり片道300円程度の定額制で設定する。